

県が実施する障がい者雇用に関する新たな事業について（障がい者雇用開拓・体験実習支援事業）

<目的>

障がい者雇用に踏み出すことができない企業 を支援します。

<概要>

- ① 障がい者の雇用経験の少ない企業で **雇用を前提としない体験実習（短期雇用体験）を実施** します。
- ② ①の体験実習を他の雇用率未達成企業が実際に確認することで「障がい者が企業で働くイメージ」をもってもらいます。



雇用率未達成の企業では…

将来的に雇用を検討してるけど……
障がい者が働くイメージがつかめない…
いきなり雇用するのは少々不安が…

県 障害者雇用促進センター
登録企業と協力者をマッチング

障害者就業・生活支援センター
(県内8か所)

実習の参加申込

実習協力者
障害者就労移行支援事業所を利用する
就労準備性の整った障がい者

県の受入企業
リストに登録

企業

他の企業の
見学等も可



短期雇用体験（3H×2日間～）

- ・企業は体験実習の受入実績により奨励金を受領。
- ・実習協力者は傷害・賠償責任保険に加入（県負担）
また、謝礼金を受領。

実習参加

事業のポイント！ ・企業の障がい者雇用に対する理解促進と雇用意欲の醸成が図られます
・雇用を前提としない職場体験は企業の**不安が軽減**します

県が実施する障がい者雇用に関する新たな事業について（障がい者雇用開拓・体験実習支援事業）

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/sj6/c1/center_shougaisha_koyo.html



下にスクロール

協力者、支援機関の皆様へ

参加要件

次の要件をすべて満たす障がい者の方

- 参加申し込み時点において身体障害者手帳、または精神障害者保健福祉手帳を所持していること。
- 県内の障害者就業・生活支援センター、地域就業支援センター、就労移行支援事業所、就労定着支援事業所又は就労継続支援A型事業所を利用していること。
- 就労準備性が整っていること。等

体験実習について

- 実習を通じての雇用の約束はありません。
- 実習先における実習メニューは事業主ごとに定められていますので、その中から選んでいただけます。
- 実習に協力してくださった障がい者へは、県所定の「参加謝礼金」が支払われます。
- 期間は2日～10日、1日3時間からご利用いただけます。
- 実習期間中の傷害・損害保険は県が加入します。

参加企業概要一覧について

参加企業概要一覧（PDF：246KB）

詳細・申込

申込等については支援機関を通して神奈川県障害者雇用促進センターにご連絡ください。

【ご相談・お問い合わせ先】
神奈川県障害者雇用促進課
電話 045-253-2523

ここをクリックして
ダウンロード

障がい者雇用開拓・体験実習支援事業登録簿（令和7年度概要）

企業No	事業内容	実習先	実施可能なメニュー	受入可能な期間	受入可能な実習時間
1	機械部品製造	〇〇市	部品分割・検品	3日間	午前若しくは午後
2	食堂、コンビニエンスストアの運営 他	〇〇市	調理補助（食材の下処理・簡単な盛り付け作業・食器やトイレの準備） ・洗浄・清掃業務他	5日間（大学休暇期間除く）	一日7時間（休憩1時間）